

# チャイナタックスアラート

(中国税務速報)

第 13 回 2013 年 6 月

## 中国増値税試行改革の全国的な拡大に関する新規定 (2013 年 8 月 1 日施行)

### 背景

2013 年 5 月 24 日、財政部及び国家税務総局は共同で、中国増値税試行改革の全国的な拡大を実施する新規定(財税[2013]37 号(以下、「37 号文」))を公布しました。この新規定は 2013 年 8 月 1 日より施行されます。

37 号文は、交通運輸業及び現代サービス業に係る増値税試行改革を全国に拡大するための第一段階のアナウンスメントとなります。また今後、増値税試行改革が実施されていない業種(郵便電気通信サービス業、建築業、不動産業、金融サービス業、保険サービス業、娯楽業等)についても、その移行が注目されます。これらの業界は、2015 年以降に増値税へ移行することが予想されます。

### KPMG の考察

37 号文は、従来までのいくつかの通達を統合し、増値税試行改革の解釈を整理し、さらにその実施についていくつかの修正をしようとするものです。

2013 年 8 月 1 日以降に施行される 37 号文では、以下の通達を廃止することを規定しています。

- 財税[2011]111 号—増値税試行改革の第一段階としての主要な導入規定
- 財税[2011]131 号—役務の輸出についてゼロ税率又は免税についての基準を含む通達
- 財税[2011]133 号—若干の税收政策問題の明確化を含む通達
- 財税[2012]53 号—若干の税收政策問題の修正及び明確化を含む通達
- 財税[2012]71 号—北京市及びその他の市・省への試行改革の拡大規定
- 財税[2012]86 号—課税対象サービスの範囲等、若干の税收政策問題の明確化を含む通達
- 財税[2013]16 号第 3 条 16 項及び 18 項—営業税に関連する通達

37号文の大部分は修正ではなく、単に上記通達を統合したものとなります。そのため、これまでの規定については割愛して、詳細については[チャイナアラート 2011年11月第40回](#)をご参照ください。

## ラジオ、映画、テレビ業界への拡大

37号文における増値税試行改革の対象サービスの範囲には、2013年8月1日より、ラジオ、映画及びテレビサービスが含まれることとなりました（その他の対象サービスの範囲についてはこれまでの通達から変更はありません。）。これは、2013年4月10日に中国国務院から既に公表されていたものとなります。

37号文では、ラジオ、映画及びテレビサービスへの適用税率は6%とされています。適用されるサービスは、ラジオ、映画及びテレビサービスに関連する、制作、配給及び放映サービスが含まれています。

制作サービスの定義は、非常に幅広く、編集、撮影、録音、オーディオやビデオのテキスト画像素材制作、シーンレイアウト、投稿、翻訳、字幕、タイトル、エンディングクレジット、予告編、制作、特殊効果、フィルムの修復及び目録などのラジオ、映画及びテレビ業界における多くの裏方作業を含んでいます。同様に、配給サービスは、買取方式、手数料方式、代理店方式及びその他の転送する方式や、放映権の取扱いなど、分割した供給を含んでいます。放映サービスは、映画、劇場、ラジオ、テレビ、衛星、インターネット及びその他の有線・無線装置のような様々な媒体を通しての放映を含んでいます。

また37号文では、中国国外にラジオ、映画及びテレビプログラムの放送及び配給、並びに国外会社への制作については、増値税は免税とされています。

## 37号文で変更となった納税者に対して有利な政策

これまでの通達を明確化した37号文には、納税者にとって有利となる新規定があります。主なものは以下のとおりです。

- 自動車、バイク、自転車及びヨットを自社利用する納税者は、取得価格にかかる仕入増値税額を控除することができます。従来は、その取得価格は、通達111号文により仕入増値税額として控除することができませんでした。この変更は、納税者にとって有利なものとなりますが、その変更理由を政策上の観点から理解することは難しいと考えます。従来の方針は、政府の収入を保護し、その取得が私用か商用かの区別に対する恣意性の介入や不透明性を回避するために、これを仕入増値税として全額控除させないとするものでした。この変更は好ましいことですが、以前の方針からの変更理由や、乱用防止のためにどのような措置が導入されるのかを理解することは難しいところです。また、実際の使用の有無に関係なく、これらの物品に係る仕入増値税額を（固定資産と同様に）全額控除することができるかどうかや、配分が必要かどうかについては（その場合の証明方法を含めて）明らかになっていません。
- 中国人民銀行、商務部又は中国銀行業監督管理委員会からの承認を経てファイナンスリースに従事する増値税試行改革に係る納税者が（増値税試行改革導入以降に）有形動産ファイナンスリースサービスを提供する場合、貸手は、納付すべき増値税額の計算上、その売上金額から一定の費用を控除することを認めています。37号文には、借入利息（人民元借入及び外貨借入を含む）、関税、輸入消費税、据付費用及び保険料が控除できる項目として掲げられています。これは、貸手の実際の税負担が3%を超える場合に還付する制度と関連するもので、多くの納税者にとって改革による税負担増加の影響を緩和するものとなっています。
- ゼロ税率及び免税の両方の適用があるサービスを提供する納税者は、ゼロ税率を適用することとなります。また、ゼロ税率又は免税の適用があるサービスを提供する納税者は、その権利を自ら放棄し、免税の適用又は増値税を納税することを選択することができます。一旦選択した場合、その方法は3年間継続しなければなりません。実務上、仕入増値税額控除できる効果と対比して、納税者にとってその申請が煩雑である場合は、このゼロ税率の放棄は、有益なものとなります。
- ゼロ税率のサービスを提供する外国貿易会社は、免税・還付方式を利用することができ、コンプライアンスコストの負担を軽減することができます。

## 37号文で導入された重要な変更点

増値税試行改革が全国的に実施されることに伴い、試行都市の納税者が試行都市以外の納税者にサービスを提供する場合(逆の場合を含む)に関するいくつかの規定は不要となりました。実際、37号文では、売上増値税から特定の費用を控除する経過措置(差額徴収方式)を削除しました。これらの費用は、営業税の算定時は控除が可能でしたが、役務提供者が増値税試行都市に所在しない、あるいはその費用に未だに営業税が課されている等の原因で、仕入増値税として控除ができませんでした。

増値税試行改革の全国拡大は、ある都市では増値税が適用され、ある都市では営業税が適用されているような問題を緩和します。中国における増値税改革が完了すれば、いくつかの複雑、かつ、不公平な状況は取り除かれることとなります。

## 37号文によって削除された主な規定(具体的な理由は不明)

これまでの通達の廃止及び37号文の導入による影響が表面化するのには、もう少し時間を要するものと思われます。しかし、明らかに意図して変更されたものを除き、37号文から削除された規定として、中国と二国間運輸条約を締結していない国と地域の単位又は個人によって国際運輸サービスが提供された場合に適用される増値税の徴収率を3%とする制度があります。この増値税の徴収率である3%は、財税[2012]53号で導入されましたが、37号文によって削除されています。

53号文の廃止、及びこの内容が欠落した状態で公布された37号文の規定は、2013年8月1日から施行され、国際運輸サービスについては、以下の取扱いとなります。

- 37号文の規定により、中国では、通常、そのサービスを増値税ゼロ税率又は免税で提供できます(これまでは131号文に規定されています)。
- 二国間運輸条約を締結している外国については、通常、二国間条約に基づき増値税が免除されます。
- 二国間運輸条約を締結していない外国については、11%の増値税が源泉徴収されます。

この規定は、条約を締結していない諸外国にある国際運輸業者にとって、商業上、相当に不利な内容となります。例えば、デンマークの運送会社によって提供されるサービスは、条約締結国であることから、増値税は徴収されません。しかし、スイスの運送会社によって提供されるサービスは、条約を締結していないことから、今後は11%の増値税が徴収されることとなります。

3%から11%への増値税徴収税率の変更は、財政部及び国家税務総局において意図的な方針決定があったかどうかは明らかではありません。そのため、これは単なるミスであり、すぐに修正されるのではないかと希望がもたれています。さらに、国際運輸業界にとっての間接的な影響は、37号文によって差額徴収方式が削除されたことが挙げられます。例えば、運送代理業者は、差額徴収方式により、国際運輸業者に支払った費用は、たとえ増値税が課税されていなかったとしても、売上増値税額から控除することが認められていました。これは、サービス提供者がゼロ税率又は免税の適用を受ける中国の会社であることや、二国間運輸条約により免税となるからです。

差額徴収方式の排除により、運送代理業者は増値税額の計算上、国際運輸業者に支払った費用を控除することができません。運送代理業者は中国の顧客に対してこれらの費用を請求する際に、国際運輸サービスに対して6%の増値税を適用するということになります。

実際、国際運輸費用に適用される増値税の優遇の恩恵は、サプライチェーンを通しません。優遇措置の適用の達成を確保するために、国際運輸費用は、増値税の計算上、運送代理業者の収入の一部から控除するようにして、この問題を修正する必要があります。

## 今後の展開が期待される主な事項

37号文は、今までの不明確だった事項をいくつか明確にしようとするものですが、すべての不明確事項が解決されたわけではありません。実際、以下の3つの事項については、更なる明確化が必要とされています。

- 現在、役務の輸出について増値税を免税とする規定について、矛盾した取扱いが生じており、ゼロ税率が適用されるサービスとは異なり、全国的な取扱いに関する規定がない状態です。海外からの役務の輸入を合法的に行おうとする納税者が各市や各省に増値税申告書を提出しようとする場合、実施細則の形で全国的なインストラクションがない状態では、税務当局は進んで行動しないという状況となっています。たとえ増値税免税の要求を各市や各省が認めたとしても、それは納税者の自己評価ベースで認められただけであり、税務調査の段階で潜在的なリスクが明らかになることとなります。全国的に明確な実施細則は、税務当局に一貫性を持たせるものとなります。また、要件を充足するための必要な資料を納税者が理解することができ、さらに過去にさかのぼって還付することを支援するものとなります。増値税試行改革が（上海市にて）最初に施行されてから約18ヶ月経過するため、早急な公表が望まれます。
- 現時点では、財税[2012]84号によって規定された支店をグルーピングする制度について、納税者は財務部や国家税務総局からの承認を求めることができます。この取扱いは、財税[2013]9号によって航空業界に限定されています。2013年8月1日から施行される増値税の全国的な拡大により、多くの事業がグルーピングから除外されているような障害を取り除くべきです。
- 増値税試行改革の規定には、増値税が課税される対象サービスの詳細な定義が掲げられています。KPMGは、同じサービスの状況でも異なる税務機関で異なる解釈（ある機関では増値税試行改革の対象となるサービスを狭く解釈し、ある機関ではより広く解釈する）がされている例をいくつか確認しています。例えば、ファンドや資金管理サービス、専門的なトレーニングサービス、販売手数料サービスなどが挙げられます。現状、営業税納税者に該当する多くの事業についても、今後、そのすべてが増値税の対象となる時に、同様の問題が発生するでしょう。

## その他の情報

増値税試行改革を実施するために考慮すべき手続きについては、[チャイナアラート 2012年7月第16回](#)をご参照ください。

KPMGが増値税試行改革の実施について提供する具体的なサービスは、「[増値税改革サービス](#)」のパンフレットをご覧ください。当資料は日本語がないため、このリンクは英語版へのリンクとなります。

**Khoonming Ho**

Partner in Charge, Tax  
China and Hong Kong SAR  
Tel. +86 (10) 8508 7082  
khoonming.ho@kpmg.com

**Beijing/Shenyang**

**David Ling**  
Partner in Charge, Tax  
Northern China  
Tel. +86 (10) 8508 7083  
david.ling@kpmg.com

**Qingdao**

**Vincent Pang**  
Tel. +86 (532) 8907 1728  
vincent.pang@kpmg.com

**Shanghai/Nanjing**

**Lewis Lu**  
Partner in Charge, Tax  
Central China  
Tel. +86 (21) 2212 3421  
lewis.lu@kpmg.com

**Hangzhou**

**Martin Ng**  
Tel. +86 (571) 2803 8081  
martin.ng@kpmg.com

**Chengdu**

**Anthony Chau**  
Tel. +86 (28) 8673 3916  
anthony.chau@kpmg.com

**Guangzhou**

**Lilly Li**  
Tel. +86 (20) 3813 8999  
lilly.li@kpmg.com

**Fuzhou/Xiamen**

**Maria Mei**  
Tel. +86 (592) 2150 807  
maria.mei@kpmg.com

**Shenzhen**

**Eileen Sun**  
Partner in Charge, Tax  
Southern China  
Tel. +86 (755) 2547 1188  
eileen.gh.sun@kpmg.com

**Hong Kong**

**Karmen Yeung**  
Tel. +852 2143 8753  
karmen.yeung@kpmg.com

**Northern China**

**David Ling**  
Partner in Charge, Tax  
Northern China  
Tel. +86 (10) 8508 7083  
david.ling@kpmg.com

**Vaughn Barber**

Tel. +86 (10) 8508 7071  
vaughn.barber@kpmg.com

**Roger Di**

Tel. +86 (10) 8508 7512  
roger.di@kpmg.com

**John Gu**

Tel. +86 (10) 8508 7095  
john.gu@kpmg.com

**Kevin Lee**

Tel. +86 (10) 8508 7536  
kevin.lee@kpmg.com

**Paul Ma**

Tel. +86 (10) 8508 7076  
paul.ma@kpmg.com

**Vincent Pang**

Tel. +86 (10) 8508 7516  
+86 (532) 8907 1728  
vincent.pang@kpmg.com

**Michael Wong**

Tel. +86 (10) 8508 7085  
michael.wong@kpmg.com

**Jessica Xie**

Tel. +86 (10) 8508 7540  
jessica.xie@kpmg.com

**Irene Yan**

Tel. +86 (10) 8508 7508  
irene.yan@kpmg.com

**Leonard Zhang**

Tel. +86 (10) 8508 7511  
leonard.zhang@kpmg.com

**Tracy Zhang**

Tel. +86 (10) 8508 7509  
tracy.h.zhang@kpmg.com

**Abe Zhao**

Tel. +86 (10) 8508 7096  
abe.zhao@kpmg.com

**Catherine Zhao**

Tel. +86 (10) 8508 7515  
catherine.zhao@kpmg.com

**Eric Zhou**

Tel. +86 (10) 8508 7610  
ec.zhou@kpmg.com

**David Chamberlain**

Tel. +86 (10) 8508 7056  
david.chamberlain@kpmg.com

**Tony Feng**

Tel. +86 (10) 8508 7531  
tony.feng@kpmg.com

**Tiansheng Zhang**

Tel. +86 (10) 8508 7526  
tiansheng.zhang@kpmg.com

**Central China**

**Lewis Lu**  
Partner in Charge, Tax  
Central China  
Tel. +86 (21) 2212 3421  
lewis.lu@kpmg.com

**Anthony Chau**

Tel. +86 (21) 2212 3206  
+86 (28) 8673 3916  
anthony.chau@kpmg.com

**Cheng Chi**

Tel. +86 (21) 2212 3433  
cheng.chi@kpmg.com

**Chris Ho**

Tel. +86 (21) 2212 3406  
chris.ho@kpmg.com

**Lily Kang**

Tel. +86 (21) 2212 3359  
lily.kang@kpmg.com

**Sunny Leung**

Tel. +86 (21) 2212 3488  
sunny.leung@kpmg.com

**Christopher Mak**

Tel. +86 (21) 2212 3409  
christopher.mak@kpmg.com

**Martin Ng**

Tel. +86 (21) 2212 2881  
+86 (571) 2803 8081  
martin.ng@kpmg.com

**Yasuhiko Otani**

Tel. +86 (21) 2212 3360  
yasuhiko.otani@kpmg.com

**John Wang**

Tel. +86 (21) 2212 3438  
john.wang@kpmg.com

**Jennifer Weng**

Tel. +86 (21) 2212 3431  
jennifer.weng@kpmg.com

**Grace Xie**

Tel. +86 (21) 2212 3422  
grace.xie@kpmg.com

**Bruce Xu**

Tel. +86 (21) 2212 3396  
bruce.xu@kpmg.com

**Zichong Xu**

Tel. +86 (21) 2212 3404  
zichong.xu@kpmg.com

**William Zhang**

Tel. +86 (21) 2212 3415  
william.zhang@kpmg.com

**Michelle Zhou**

Tel. +86 (21) 2212 3458  
michelle.b.zhou@kpmg.com

**Cheng Dong**

Tel. +86 (21) 2212 3410  
cheng.dong@kpmg.com

**David Huang**

Tel. +86 (21) 2212 3605  
david.huang@kpmg.com

**Dylan Jeng**

Tel. +86 (21) 2212 3080  
dylan.jeng@kpmg.com

**Ho Yin Leung**

Tel. +86 (21) 2212 3358  
hoyin.leung@kpmg.com

**Henry Ngai**

Tel. +86 (21) 2212 3411  
henry.ngai@kpmg.com

**Amy Rao**

Tel. +86 (21) 2212 3208  
amy.rao@kpmg.com

**Southern China**

**Eileen Sun**  
Partner in Charge, Tax  
Southern China  
Tel. +86 (755) 2547 1188  
eileen.gh.sun@kpmg.com

**Sam Fan**

Tel. +86 (755) 2547 1071  
sam.kh.fan@kpmg.com

**Angie Ho**

Tel. +86 (755) 2547 1276  
angie.ho@kpmg.com

**Jean Jin Li**

Tel. +86 (755) 2547 1128  
Tel. +86 (592) 2150 888  
jean.j.li@kpmg.com

**Jean Ngan Li**

Tel. +86 (755) 2547 1198  
jean.li@kpmg.com

**Lilly Li**

Tel. +86 (20) 3813 8999  
lilly.li@kpmg.com

**Kelly Liao**

Tel. +86 (20) 3813 8668  
kelly.liao@kpmg.com

**Maria Mei**

Tel. +86 (592) 2150 807  
maria.mei@kpmg.com

**Michelle Sun**

Tel. +86 (20) 3813 8615  
michelle.sun@kpmg.com

**Bin Yang**

Tel. +86 (20) 3813 8605  
bin.yang@kpmg.com

**Hong Kong**

**Ayesha M. Lau**  
Partner in Charge, Tax  
Hong Kong SAR  
Tel. +852 2826 7165  
ayasha.lau@kpmg.com

**Chris Abbiss**

Tel. +852 2826 7226  
chris.abbiss@kpmg.com

**Darren Bowdern**

Tel. +852 2826 7166  
darren.bowdern@kpmg.com

**Barbara Forrest**

Tel. +852 2978 8941  
barbara.forrest@kpmg.com

**Daniel Hui**

Tel. +852 2685 7815  
daniel.hui@kpmg.com

**Charles Kinsley**

Tel. +852 2826 8070  
charles.kinsley@kpmg.com

**John Kondos**

Tel. +852 2685 7457  
john.kondos@kpmg.com

**Alice Leung**

Tel. +852 2143 8711  
alice.leung@kpmg.com

**Curtis Ng**

Tel. +852 2143 8709  
curtis.ng@kpmg.com

**Kari Pahlman**

Tel. +852 2143 8777  
kari.pahlman@kpmg.com

**John Timpany**

Tel. +852 2143 8790  
john.timpany@kpmg.com

**Wade Wagatsuma**

Tel. +852 2685 7806  
wade.wagatsuma@kpmg.com

**Lachlan Wolfers**

Tel. +852 2685 7791  
lachlan.wolfers@kpmg.com

**Jennifer Wong**

Tel. +852 2978 8288  
jennifer.wong@kpmg.com

**Christopher Xing**

Tel. +852 2978 8965  
christopher.xing@kpmg.com

**Karmen Yeung**

Tel. +852 2143 8753  
karmen.yeung@kpmg.com

**Rebecca Chin**

Tel. +852 2978 8987  
rebecca.chin@kpmg.com

**Kate Lai**

Tel. +852 2978 8942  
kate.lai@kpmg.com

**Alex Lau**

Tel. +852 2143 8597  
alex.lau@kpmg.com

**Benjamin Pong**

Tel. +852 2143 8525  
benjamin.pong@kpmg.com